

鳥取砂丘特別地域における催事等のガイドライン（催事ガイドライン）

鳥取砂丘催事連絡会

1 基本方針

鳥取砂丘特別地域における催事等の施行に係る規定第3項に基づき、鳥取砂丘特別地域における催事等のガイドラインを下記のとおり定める。

2 審査基準

（1）全般

- ① 自然を活用した催しであって、地域活性化に資する。
- ② 催事等に参加しない公園利用者の利用や、特別地域の周辺住民の生活に著しい妨げとならない。
- ③ 催事等に伴う工作物の設置等が砂丘の地下構造に影響を及ぼすものでない。
- ④ 反復継続して行われるものでなく、かつ催事等の期間が現地の準備・撤収も含め原則として2週間以内であること。ただし、連絡会が催事等の期間が2週間を越える必要性を認めたものはこの限りでない。
- ⑤ 催事等に使用する工作物等の色や形が砂丘の景観に著しく不調和でないこと。
- ⑥ 地形の改変を伴う行為については、行為終了後の現状復旧が確実に行われるものであること。
- ⑦ 催事等に伴う工作物等の破損等により公園利用者が危険若しくは不快の念を起こす恐れのないものであること。また、開催期間中（準備、撤収期間を含む）は、行為者により安全の点検が行われるもの。
- ⑧ 催事等の予定地に希少又は学術的に貴重な野生動植物が存在する場所では、その生息若しくは生育上重大な支障を及ぼす恐れがある行為を行う場合には、専門家の意見を聞きその指示に従うこと。
- ⑨ 催事等の終了後、催事等の参加者のゴミ等も含め催事区域外から搬入した全ての物を責任を持って撤収するものであること。
- ⑩ 灰じんや油などの回収不可能な物質を散乱させるものでないこと。
- ⑪ 複数の催事等が同じ期間に集中して行われるものでないこと。
- ⑫ 他の利用者の不快となる騒音などを起こさないものであること。

（2）仮設建築物

- ⑬ 景観の保護上重要な展望方面に設置するものでないこと。
→砂丘階段上、スロープ上踊り場、砂丘リフト乗降口前、砂丘リフト乗降口から砂の美術館にかけての砂丘入り口前は設置不可
- ⑭ 建築物の電飾、動光又は光の点滅は、風致景観上、適切なものとする。

(3) 仮設工作物

⑮ 特に主要な地点に設置する場合は必要最小限の規模であり、かつ短期間であること。

⑯ 照明機器等の設置については、催事等を開催する範囲に必要なものとする。

(4) 広告物

⑰ 催事等の開催において必要不可欠かつ風致景観上適切なものとする。

→数的な制限はなし。ただし幟旗は風致景観上、必要最小限とする。

⑱ 広告物の電飾、動光又は光の点滅の使用については、必要最小限のものとする。

(5) 土地の形状変更

⑲ 主要展望地等からの風致景観に支障を及ぼさないものであること。

⑳ 当該催事の実施にあたり必要最小限の土地の改変であること。

㉑ 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。